

## 第6分野 ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実

### 【基本認識】

- 誰もが、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるようにするためには、個人の人権が尊重され、安全に、かつ安心して暮らせることが不可欠である。しかしながら、我が国の現状をみると、性犯罪・性暴力、配偶者等への暴力、ストーカー行為、セクシュアルハラスメント等の暴力が個人の尊厳を踏みにじり、安全で安心な暮らしを妨げる大きな要因となっている。これらの暴力の根絶は、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であり、国としての責務である。
- 暴力は、被害者の心身を深く傷つけ、その後の人生にも深刻な影響を及ぼすものである。女性に対して行われる暴力の背景には、社会における男女が置かれた状況の違いや根深い偏見等が存在しており、その根絶に向けては、社会経済における男女間の格差是正や、男女の人権尊重の徹底等の意識改革に取り組む必要がある。女性に対する暴力が蔓延していれば、政治、経済、地域社会を含め、様々な分野における女性の活躍が阻害され続けることにもなり、男女間の格差の是正を阻む一因となっていることを直視する必要がある。当然のことながら、暴力は、その対象の性別を問わず許されるものではなく、男性や性的マイノリティ等多様な被害者が存在するため、あらゆる暴力を容認しない姿勢を示していくことが重要である。
- こどもや若者に対する性暴力等の被害は深刻な状況にある。また、家庭における被害は潜在化・深刻化しやすいことや、暴力の背景に、上司・部下、教員・生徒等立場を利用した支配がある場合には、加害者との関係性から被害を訴えにくい場合があることに十分留意しなければならない。暴力の被害者が、男性、性的マイノリティ、高齢者、障害者、外国人等である場合を含め、多様な被害者が声を上げやすくなるよう、暴力の形態や被害者の属性等に応じてきめ細かく対応する視点が不可欠である。暴力の被害者や支援者等が誹謗中傷や誤情報により二次被害等を受け、その尊厳が損なわれたり、活動への支障が生じることで被害者支援に困難が生じたりすることはあってはならず、その防止にも取り組む必要がある。
- デジタル化の進展、SNSなどのコミュニケーションツールの更なる広がりに伴い、被害は一層多様化しており、新たな形の暴力に対しても的確に対応していく必要がある。
- 令和5（2023）年の刑法（明治40年法律第45号）改正をはじめ、5次計画の期間中、関連する法制度には大きな進展があった。今後は、その実効性が問われていく。関係法令の改正内容を含めた周知、関係者・支援者等への教育・研修の徹底、加害者への厳正な対処、幼児期から大人に至るまでの各年代での教育啓発等を通じて、ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成を図る必要がある。
- 暴力の被害者に対しては、その尊厳の回復のため、被害者に寄り添った十分かつ専門的な支援を行う必要がある。こうした支援は、相談から保護、自立支援、自立後の継続的支援まで、早期から切れ目なく、行政と民間団体とが連携し、包括的に提供することが重要である。そのため、適切な処遇を含め、専門人材の育成・確保を図るとともに、

各地域において、それぞれの地域特性や実情に応じて関係機関の連携を強化し、支援体制の充実に努めることが求められる。

## ＜施策の基本的方向と具体的な取組＞

### 1 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の予防と被害者支援の基盤強化

#### （１）施策の基本的方向

- 性犯罪・性暴力、配偶者等への暴力、ストーカー行為、セクシュアルハラスメント等の暴力は、個人の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることや、「同意のない性的な行為は性暴力である」という認識を社会全体で共有し、あらゆるジェンダーに基づく暴力を容認しない社会基盤の形成に向けた啓発を強力に推進する。その際、国際社会との協調に取り組み、性暴力やセクシュアルハラスメントが「ビジネスと人権」の取組において十分に認識されるべき人権問題であることについて、企業等への周知・啓発を図る。
- 暴力の加害者、被害者、傍観者とならないための教育の全国展開を進める。また、幼児期から大人に至るまで、「性的同意」を含む必要な知識を各段階に応じて身に付けられるよう、教育啓発や情報提供に取り組む。
- 広報・啓発等により、年齢や性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、相談しやすい社会環境を醸成し、被害の潜在化を防止する。
- 性犯罪・性暴力、配偶者等への暴力、ストーカー行為、セクシュアルハラスメント等のジェンダーに基づく暴力の被害の状況等について、的確に把握し、実証的な政策立案に資する統計等の整備を図る。
- 暴力の予防と根絶や被害者の支援については、社会経済における男女間の格差の解消や、リプロダクティブヘルス／ライツに関連する女性の健康支援、貧困等の生活上の困難や複合的に困難な状況に置かれる女性への支援等、防災・復興分野における男女共同参画の推進等、様々な分野に関連することにも留意しつつ施策を推進する。

#### （２）具体的な取組

- ① 性犯罪・性暴力、配偶者等への暴力、ストーカー行為、セクシュアルハラスメント等の暴力の予防と根絶に向けて、改めて集中的な啓発期間を定め、国民各層へ向けた効果的な広報啓発を一層推進する。その際、性別の被害の状況や、女性に対する暴力の背景には社会における男女が置かれた状況の違いや根深い偏見等が存在することに留意する。
- ② 性犯罪・性暴力が個人の尊厳を著しく踏みにじる許されない行為であること、相手の同意のない性的な行為は性暴力であること等についての認識が社会全体で共有されるよう、社会の幅広い組織・団体等の協力を得て、各界各層を対象とする啓発に取り組む。また、「性的同意」について啓発に取り組む。
- ③ 生命の尊さを学び生命を大切にし、こどもたちを性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないため、幼児期からこどもの発達段階に配慮した「生命（いのち）の安全教育」について、内容面の充実に図りつつ、更なる普及のための実効的な手段を検討し、全国的な取組の実施を推進する。

- ④ 学校や保健所等において、性に関する科学的知識に加え、性情報への対処や互いを尊重しあう人間関係など様々な観点から、産婦人科医や助産師等の専門家を外部講師として活用する等により、性と健康に関する教育等を行う。
- ⑤ 様々な状況に置かれた被害者に情報が届くよう、相談窓口等の周知を含め官民が連携した広報啓発を実施するとともに、加害者や被害者を生まないための若年層を対象とする予防啓発の拡充を図る。また、広報啓発を実施する際は、男性、性的マイノリティ、高齢者、障害者、外国人等の多様な被害者にも支援の情報が届きやすくなるよう留意する。
- ⑥ 性暴力やセクシュアルハラスメントが「ビジネスと人権」に係る取組においても十分認識されるべき人権問題であることについて、企業等への周知・啓発を図るとともに、企業活動における性暴力の防止及び被害者の救済等に係る取組を促す観点も含め、令和7（2025）年度までを計画期間とする「「ビジネスと人権」に関する行動計画」を改定し、その内容の普及に取り組む。
- ⑦ 性犯罪・性暴力、配偶者等への暴力、ストーカー行為、セクシュアルハラスメント等のジェンダーに基づく暴力の被害の状況等について、男女別を含め的確に把握し、実証的な政策立案に資する統計等の整備を図る。
- ⑧ 性的な被害や配偶者等からの暴力等の暴力の被害者をはじめとする様々な困難な問題を抱える女性一人ひとりのニーズに応じて、包括的な支援を実施できるよう、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号。以下「女性支援新法」という。）に基づき、女性相談支援センターや女性自立支援施設の機能強化、女性相談支援員の人材の養成・処遇改善の推進、若年女性を含む困難な問題を抱える女性への支援に取り組む民間団体が行う活動や事業継続への支援、民間団体と地方公共団体との協働の促進、民間団体を含めた女性支援を担う者の育成強化等を図る。
- ⑨ 被害者と直接接することとなる警察、検察、矯正、更生保護官署、地方出入国在留管理局、犯罪被害者等早期援助団体、配偶者暴力相談支援センター、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（以下「ワンストップ支援センター」という。）、女性相談支援センター、女性自立支援施設、児童相談所、こども家庭センター等の関係機関の職員及び女性相談支援員等の関係職員等について、専門性の向上を図り、被害者等に対し適切な対応をとることができるよう、研修機会の充実に努める等、支援に携わる人材の育成を図る。
- ⑩ 医師、看護師、薬剤師等の医療関係者、教職員、法曹、公認心理師等の被害者に接する可能性のある専門職にある者が、性犯罪・性暴力等の暴力に対する理解を深め、被害者の置かれた状況に十分配慮して職務に従事することができるよう、各職能団体への情報提供等により、これらの専門職に対する研修機会の充実に努める。また、これらの職の養成課程にある者に対する教育等の充実に努める。
- ⑪ 海外で邦人がDVや性被害を含む犯罪等の被害に遭った場合における、在外公館（大使館、総領事館等）による現地での支援に関する情報提供の充実に努めるとともに、当該邦人等の要請に応じて、在外公館を通じた現地の弁護士や通訳・翻訳者等に関する情報提供、必要に応じた警察への同行、（相談者又は相談者の子、家族等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると判断される場合には）警察等への保護要請等、可能な限り支援を行うよう努める。また、当該邦人の帰国後は、国内における犯罪被害者と同等の支援の確保を図る。

## 2 性犯罪・性暴力への対策の推進

### (1) 施策の基本的方向

- 性犯罪・性暴力対策については、令和2（2020）年度から令和4（2022）年度までを「集中強化期間」、令和5（2023）年度から令和7（2025）年度までを「更なる集中強化期間」とし、関係府省が連携して実効性のある取組の推進に努めてきた。同期間における対策の進捗や、依然として深刻な被害の状況等を踏まえ、6次計画の計画期間においても、引き続き政府一体となって、対策を継続・強化していく。
- 令和5（2023）年の刑法改正等により性犯罪に対処するための刑事法が整備されたことを踏まえ、その内容・趣旨について、周知を徹底するとともに、性犯罪に対して、法と証拠に基づき、厳正に対処していく。また、性的な被害の実態等の調査を着実に実施した上で施策の在り方について検討を行い、その結果に基づき所要の措置を講ずる。
- 性犯罪・性暴力の被害者が躊躇せずに被害を訴え、又は相談し、医療的支援や法的支援等の必要な支援を包括的に受けられるよう、関係府省が連携し、各地域において、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを中核として、各関係機関が連携した相談支援体制の整備を進めることにより、被害者支援の更なる充実を図る。
- 被害者のプライバシーの保護及び二次被害の防止について万全を期す。

### (2) 具体的な取組

- ① 令和5（2023）年の性犯罪に対処するための刑事法の整備（ア「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」及びイ「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」）の趣旨・内容の周知を徹底するとともに、性犯罪への厳正かつ適切な対処に努める。また、これらの法律の施行後の適用状況等を的確に把握するとともに、アの附則において、施行後5年を経過した場合に性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための施策の在り方について検討を加えること及びその検討がより実証的なものとなるよう、被害申告の困難さ等の性的な被害の実態についての調査を行うことが定められていることから、同附則の規定に基づく調査を着実に実施した上で検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づき所要の措置を講ずる。
- ② 性犯罪・性暴力の被害は、加害者との関係性などから誰にも相談できず、被害が潜在化・深刻化しやすいことから、年齢・性別を問わず、多様な被害者がためらうことなく被害を訴え、相談し、適切な支援を受けることができるよう、相談しやすくするための工夫や夜間・休日における相談対応の実施等に努めるとともに、各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103（ハートさん）」やワンストップ支援センターの全国共通番号「#8891（はやくワンストップ）」等の相談先等の周知を更に進める。
- ③ 毎年4月を「若年層の性暴力被害予防月間」と定め、若年層に向けた広報啓発を集中的かつ効果的に実施する。
- ④ 各地域での被害者支援における中核的な機能を担うワンストップ支援センターが、個々の被害者の置かれた状況に対応して、医療的支援、法的支援、心理的支援、同行

支援等を総合的に提供し、また、必要に応じて専門機関等による支援につなぐことができるよう、運営の安定化及び支援の質の向上に係る都道府県等の取組を支援する。また、ワンストップ支援センターと、警察、犯罪被害者等早期援助団体、医師会等の医療関係団体、法テラス、弁護士会、女性相談支援センター、女性自立支援施設、児童相談所、教育委員会等の地域における関係機関とのネットワークの構築に係る各都道府県等の主体的な取組を推進する。特に、ワンストップ支援センターと連携・協力する医療機関における支援環境の整備等の推進を図る。

- ⑤ 性犯罪捜査担当係への女性警察官の配置推進、性犯罪に関する被害の届出がなされた場合の明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除く即時受理の更なる徹底等、性犯罪の被害者が安心して警察に届出ができる環境づくりのための施策を推進し、性犯罪被害の潜在化防止に努める。
- ⑥ 性犯罪・性暴力被害者に対する医療的支援の更なる充実のため、産婦人科に加え、小児科、精神科等の多様な診療科における医療関係者及び医療機関のワンストップ支援センターに対する理解を増進するため、医療関係者等への研修や必要な情報の周知等に努める。
- ⑦ 性犯罪・性暴力被害者がPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神的な疾患に苦しむケースが少なくないことを踏まえ、捜査関係者を含む関係者において、被害者の精神面の被害についても的確に把握し、事案に応じた適切な対応を図る。
- ⑧ 医師や看護師を養成する教育の中で、性犯罪被害等に関する知識の普及に努める。医師、看護師、保健師、精神保健福祉士等を対象に、PTSD（心的外傷後ストレス障害）に関する専門的知識・技能を習得させる「PTSD対策専門研修」を実施し、医療機関、精神保健福祉センター、保健所等における地域住民等に対する相談支援の充実を図る。また、トラウマを抱えた被害者への対応を含め、必要な治療を行なえる医師等の専門職の育成を促進するとともに、適切な処遇について検討を行う。
- ⑨ 障害者に対する性的虐待の実態把握に努めるとともに、厳正かつ適切な対応を行う。
- ⑩ 性犯罪被害者を含む犯罪被害者等に対して、その多岐にわたるニーズに対応し、必要な支援を適時適切に提供するため、全ての都道府県において犯罪被害者等支援コーディネーターを中心とした多機関ワンストップサービスが構築されるよう、各都道府県の実取組を促進する。
- ⑪ 二次被害防止の観点から被害者支援、捜査、刑事裁判手続における被害者のプライバシー保護を図る。また、公判手続における性犯罪被害者等の心理的・精神的負担の軽減のため、被害者からの聴取の在り方について引き続き検討を行うとともに、研修等により対応における留意点等の周知を図る。
- ⑫ 刑事施設及び保護観察所において性犯罪者処遇プログラムの更なる充実等の再犯防止対策の強化を図る。
- ⑬ 痴漢は重大な性犯罪であるという認識の下、徹底した取締り等により加害者に厳正に対処するとともに、特に電車内における痴漢防止対策や、国民の痴漢撲滅に対する意識の向上などの広報・啓発の充実等、関係府省が一体となって取組を強化していく。

### 3 こどもに対する性犯罪・性暴力の根絶に向けた対策の推進

#### （１）施策の基本的方向

- こどもに対する性犯罪・性暴力は、被害に遭った当事者の心身に長期にわたり有害な影響を及ぼす極めて悪質な行為であり、断じて許されないものであることを踏まえ、こどもに対する性犯罪・性暴力の防止に係る施策を総合的に推進する。
- こどもは、被害に遭っても、それを性被害であると認識できないことや家族をはじめとする身近な者からの被害は特に潜在化・深刻化しやすいこと等に留意し、こどもが長く過ごす場における性被害の未然防止と早期発見のための仕組みの整備や、こどもや若年層が相談しやすい体制の整備を図る。学校設置者等や教育保育等の事業者に対し、こどもの安全を確保する措置を義務付ける等の措置を講ずる学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。）について、円滑な施行を図り、同法に基づき、こどもへの性暴力防止に取り組む。
- 児童買春・児童ポルノ等をはじめ、こども・若年層に対する性暴力被害の予防等のための被害防止啓発、国民意識の向上に向けた取組、取締りを強化する。

## （２）具体的な取組

- ① こども・若者の性被害防止対策を進めるため、こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）、こども・若者の性被害防止のための総合的対策（令和6年4月25日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議・こどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議合同会議取りまとめ）等に基づき、加害の防止、相談・被害申告をしやすくする、被害者支援、治療・更生の四つの観点から総合的な取組を推進する。
- ② こどもに対する性暴力を防止するため、こども性暴力防止法に基づき、学校設置者等や学習塾等の民間教育保育等事業者による児童等に対する性暴力等を防止する責務があることを明確化した上で、学校設置者等や認定を受けた民間教育保育等事業者に対して、こどもの安全を確保するための措置を義務付ける等の措置を講ずる。
- ③ 教育職員等による児童生徒性暴力等の根絶に向け、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）及び同法に基づく基本指針等を踏まえ、引き続き、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止・早期発見・対処に関する取組を推進する。
- ④ 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者の児童相談所等への通告義務の周知徹底や児童相談所等との的確な連携を促すためのこどもと直接接する業務を行う施設の職員等に対する啓発等の実施とともに、児童相談所、警察等においては、性的虐待の認知・把握に努め、被害児童の保護、被害児童に配慮した聴取（代表者聴取）、加害者の検挙と適切な処罰等に向けた必要な施策を実施する。また、児童から最初に話を聞くこととなる可能性の高い教育機関等に対し、被聴取者の記憶の汚染を防止する必要性の周知に努める。
- ⑤ 監護者による性犯罪・性暴力の実態把握に努め、厳正かつ適切な対処に努める等必要な処置を講ずる。
- ⑥ こども間の性暴力事案や性的いじめ事案における加害者への対応や地域における関係機関との連携を含めた適切な対応の在り方について、教育委員会、都道府県及び大学等の担当課等に対し周知すること等により事案発生時の迅速的確な事実確認の実施及び相談体制の充実を図る。

## 4 配偶者等への暴力の防止及び被害者の保護等の推進

### (1) 施策の基本的方向

- 配偶者等への暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるとの認識の下、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）等に基づき、その防止と被害者の保護・支援に取り組む。
- 配偶者等への暴力の防止と被害者支援に当たっては、中核的な役割を担う都道府県と、被害者に最も身近な行政主体である市町村が、相互に連携して取り組む。
- 被害者支援については、地方公共団体や民間団体等の関係機関が広範に連携し、被害者情報の保護を徹底するとともに、被害者のニーズに沿った保護、自立支援等の支援を、性別や国籍等を問わず、被害者の置かれた状況や地域の実情に応じ、切れ目なく行う。
- 被害者支援の一環として加害者プログラムの実施を推進する。
- いわゆるデートDVについても、被害者等の安全確保のため、相談支援や一時保護に取り組むとともに、予防啓発を充実する。

### (2) 具体的な取組

- ① 配偶者暴力防止法及び同法に基づく基本的な方針<sup>75</sup>等に基づき、保護命令制度の活用等を含め、配偶者等からの暴力の防止並びに被害者の保護及び支援の強化に取り組む。また、配偶者暴力防止法を共管する内閣府及び関係省庁が連携し、令和5（2023）年改正後の同法に基づく取組の状況等に係る的確な把握及び分析に取り組み、今後の施策の充実等について検討を行い、その結果に基づき所要の措置を講ずる。
- ② 配偶者等からの暴力の相談者の多様なニーズに対応できるよう、配偶者暴力相談支援センターの全国共通番号「#8008（はれれば）」の周知や各都道府県等におけるSNS等を活用した相談等の体制整備を促進するとともに、夜間・休日を問わず相談しやすい体制の充実を促す。
- ③ 配偶者等への暴力の被害者が、身近な地域において、保護命令の申立ての支援を含め、それぞれの状況に応じた必要な支援を切れ目なく受けることができるよう、情報の提供や研修機会の提供等により、配偶者暴力相談支援センターの機能の充実に係る都道府県や市町村の取組を促進する。また、地域における被害者支援体制の充実強化のため、配偶者暴力防止法に基づく法定協議会の活用等による関係機関・団体等との一層の連携を促進する。
- ④ 女性相談支援センターにおいて、被害者の安全の確保や心身の健康回復を十分に行うとともに、民間シェルター等の積極的活用等による適切かつ効果的な一時保護を実施する。また、女性相談支援センター一時保護所や女性自立支援施設において、被害者に対する心理的ケアや自立に向けた支援、同伴児童への学習支援を推進する。
- ⑤ 配偶者等への暴力と児童虐待が密接に関連するものであることを踏まえ、要保護児童対策地域協議会や配偶者暴力防止法に基づく法定協議会の活用等により、児童

<sup>75</sup> 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（令和5年9月8日内閣府・国家公安委員会・法務省・厚生労働省告示第一号）。

相談所、こども家庭センター、配偶者暴力相談支援センターと福祉事務所等の連携の強化を促進する。

- ⑥ 民間シェルター等の民間団体が、被害者の多様なニーズに対応した柔軟な支援を行うなど、被害者支援において重要な役割を果たしていることを踏まえ、官民連携の下で行われる先進的な取組等の支援等の必要な援助を行い、各地域の行政と民間シェルター等の民間団体との緊密な連携による被害者支援の充実を図る。
- ⑦ 被害者が自立して生活することを促進するため、関係機関が連携して、公営住宅の優先入居や住宅確保要配慮者居住支援法人による支援等の住宅の確保や入居中の支援、就業の支援、同居するこどもの就学・保育、住民基本台帳の閲覧等の制限に関する制度の利用等の情報提供等を行う。また、個人情報に係る閲覧や証明書の制度を不当に利用した被害者等の住所の探索を防止するなど、被害者情報の保護の徹底を図る。
- ⑧ 警察においては、身体に対する暴力に限らず、生命、身体、自由、名誉又は財産に対する脅迫が疑われる場合を含め、配偶者等からの暴力相談等として幅広く受理し、被害者の安全確保を最優先に、関係機関と連携して、事案に応じた適切な対応を行う。また、重大事件等の発生状況等を踏まえ、被害を防止するための対策を推進するとともに、配偶者暴力防止法に基づく法定協議会において、当該地域において発生した重大事件等の暴力被害に関する必要な検証を含め配偶者等への暴力を防止するための取組等に関する協議が行われるときは、当該地域において事件化された事案に係る情報を適切に共有する等、協議への積極的な参画に努める。
- ⑨ 配偶者等に暴力を行う等した保護観察対象者について、その特性に応じた処遇を実施するほか、配偶者等暴力を行った受刑者に対して、その問題性を踏まえた指導を実施する。
- ⑩ 被害者支援の一環として、参加の動機付けを有する加害者に働きかけることで自らの暴力の責任を自覚させる加害者プログラムについて、その必要性や実施に当たっての留意事項等について理解の促進を図り、行政がプログラム実施団体に対して必要な援助を行うことなどにより、各地域における官民連携による実施を推進する。また、加害者プログラムの実施に加え、加害者を対象とするDV相談窓口の開設等の取組を含め、加害防止のための取組に関して幅広く知見の蓄積を図り、その全国的な普及に取り組む。
- ⑪ 非同棲交際相手への暴力（いわゆるデートDV）は、重大な人権侵害であり、許されない行為であることを踏まえ、被害者に寄り添った対応を行い、暴行、傷害、脅迫、住居侵入、器物損壊、ストーカー行為等刑罰法令に触れる行為を行った場合には、各種法令を適用した措置を厳正に講ずるとともに、被害者に対する相談支援の拡充及び相談先の周知、必要な一時保護の適切な実施、若年層に対する教育及び広報啓発を推進する。
- ⑫ 日本司法支援センター（法テラス）において、DV、ストーカー、児童虐待を受けている方や受けるおそれのある方に対し、資力に関わらず、弁護士による速やかな法律相談を行う。
- ⑬ 子の利益の実現に向けた父母の離婚後の子の養育に関する見直しを図る民法等の一部を改正する法律（令和6年法律第33号）の円滑な施行のため、配偶者への暴力を防ぎ、被害者の保護や支援に係る施策を含め、子の利益を確保する観点から必要な施策の充実に取り組む。また、令和6年の改正により、配偶者からの暴力の被害者の

避難や被害者の支援を行う関係機関等の活動に支障が生ずることがないように、その正確な趣旨や内容について、引き続き適切な周知を図る。

- ⑭ 二次被害を防止し、適切な被害者支援を行うため、被害者の保護等に関わる職員等による配慮を徹底するとともに、職務関係者に対する研修等の取組を継続して行う。また、被害者は身体的な傷害やPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の疾患を抱えることが多いことから、医学的援助等に携わる医師、看護師、保健師、精神保健福祉士等への研修等により、適切な支援を行うための人材育成を促進する。

## 5 ストーカー事案への対策の推進

### （１）施策の基本的方向

- ストーカー事案は、事態が急展開して重大事件に発展するおそれがあることから、被害者等からの相談窓口を充実させるとともに、民間団体を含めた関係機関が連携して、被害者等の適切な避難等、迅速・的確な支援を行う。
- ストーカー行為等の未然防止、再発防止に向けた教育活動、広報啓発活動のほか、加害者の更生に向けた取組を推進する。

### （２）具体的な取組

- ① ストーカー行為は事態が急展開して重大事案に発展するおそれ大きいものであることを考慮し、被害者の安全確保及び加害者への厳正な対処を徹底するとともに、効果的な被害者支援及び被害の防止に関する広報啓発を推進する。
- ② 相談者やその関係者の心情に寄り添いつつ対応を行い、被害者等の安全の確保を最優先に、関係法令を駆使した加害者の検挙による加害行為の防止や被害者の保護措置等の組織的な対応を推進する。また、被害者等の安全確保をより確実にするため、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）に基づく禁止命令等を受けた加害者全員を対象として、カウンセリング等を受けるよう働き掛ける取組のほか、電話連絡や面談によって近況等を把握し、その都度、加害行為の再発や報復のおそれの有無等についてのリスク評価を行うとともに、被害者等の保護措置を見直す取組を推進する。
- ③ 緊急時における被害者の適切かつ効果的な一時保護を実施するとともに、避難のための民間施設における滞在支援等を行うなど、被害者等の安全確保のための取組を促進するとともに、自立支援を含む中長期的な支援を推進する。
- ④ 被害者等の保護、捜査、裁判等に関係のある者は、被害者等の安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をする。また、加害者が個人情報に係る閲覧や証明書の制度を不当に利用し被害者等の住所を探索することを防止するなど、被害者情報の保護の徹底を図る。
- ⑤ ストーカー事案に係る相談・支援窓口や事案対処の方法について、広報啓発を推進する。
- ⑥ 加害者に対する迅速・的確な対応を徹底するとともに、加害者に対する治療等の有用性の教示や、精神医学的・心理学的アプローチ、受刑者に対するストーカー行為につながる問題性を考慮したプログラムの実施・充実等、警察、刑事施設、医療機関等の関係機関が連携し、加害者更生に係る取組を推進する。

- ⑦ 保護観察所において、ストーカー行為等により保護観察に付された者等に対し、改善更生及び再犯防止に向けた指導を実施する。また、ストーカーやDV事案等の恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案に係る仮釈放者及び保護観察付執行猶予者について、警察との緊密かつ継続的な連携により、被害者等に接触しようとしているなどの特異動向等の情報を双方で迅速に把握し、必要な指導を行う。

## 6 セクシュアルハラスメント防止対策の推進

### (1) 施策の基本的方向

- セクシュアルハラスメントは、上下関係に基づく影響力を背景とする性犯罪等の犯罪となる重大な人権侵害をも含む行為であり、個人の尊厳や人格を傷つけるものである。こうした認識の下で、セクシュアルハラスメントに関する意識改革に向けた取組を進め、セクシュアルハラスメントは決して許されない行為であるという社会全体の気運を醸成するとともに、その防止のための対策を推進する。
- 雇用の場や就職活動におけるセクシュアルハラスメントを防止するため、外部相談窓口を含む相談体制の整備や研修の充実等、セクシュアルハラスメント防止対策の促進に向けた取組を行う。
- 教育・研究・医療・社会福祉施設やスポーツ分野等におけるセクシュアルハラスメント被害についても、効果的な被害防止策を講ずる。
- セクシュアルハラスメントは、上記の分野に限らず、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となっている。このため、6次計画の各分野における取組の中においても、誰もが相談しやすい体制の整備、行為者への厳正な対処及び再発防止の取組を促すため、必要な施策を推進する。

### (2) 具体的な取組

- ① 教職員が学生に対して行うハラスメント等の防止及び適切な対応のため、大学等の関係者が集まる各種会議等において、各大学における取組の好事例の発信や、相談窓口の周知等を一層強化する。
- ② 国公立学校等に対して、セクシュアルハラスメントの防止のための取組が進められるようハラスメント防止のための窓口の設置等の取組の実施状況に関する調査や、大学におけるハラスメント防止に係る研修教材等セクシュアルハラスメントの防止のための取組に必要な情報提供等を行うなど、セクシュアルハラスメントの防止等の周知徹底を行う。
- ③ セクシュアルハラスメントの被害実態を把握するとともに、教職員や部活動関係者等の教育関係者への研修等による服務規律の徹底、被害者である児童生徒等、更にはその保護者が相談しやすい環境づくり、相談や苦情に適切に対処できる体制の整備、被害者の精神的ケアのための体制整備等を推進する。また、被害の未然防止のための児童生徒、教職員等に対する啓発・教育を実施する。
- ④ 研究・医療・社会福祉施設やスポーツ分野等におけるセクシュアルハラスメントの実態を把握するとともに、予防のための取組や被害者の精神的ケアのための体制整備を促進する。また、セクシュアルハラスメントの行為者に対し厳正に対処するとともに、行為に至った要因を踏まえた対応を行うなど再発防止対策の在り方を検討する。

- ⑤ 上記のほか、第3分野4(2)におけるセクシュアルハラスメントに係る取組を推進する。

## 7 人身取引対策の推進

### (1) 施策の基本的方向

○ 人身取引（性的サービスや労働の強要等）は、性的搾取をはじめとする搾取の目的により行われるものであり、その被害者に対して深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらす、その損害の回復は非常に困難となる、重大な人権侵害であるとの認識の下、関係行政機関が緊密な連携を図りつつ、また、外国の関係行政機関、国際機関、NGO等とも協力して、総合的かつ包括的な人身取引対策に取り組んでいく。

### (2) 具体的な取組

- ① 人身取引（性的サービスや労働の強要等）対策について、関係閣僚から成る「人身取引対策推進会議」を随時開催するとともに、「人身取引対策行動計画2022」（令和4年12月20日犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、国民に対する情報提供、被害者への支援を含む各種施策を推進する。
- ② 出入国在留管理庁の各種手続等において認知した人身取引（性的サービスや労働の強要等）被害者等に関する情報や警察における風俗営業等に対する立入調査や取締り等あらゆる警察活動を通じて、人身取引被害の発生状況の把握・分析に努めるとともに、こうした関係行政機関の取組や、各国の在京大使館、NGO関係者、弁護士等からの情報提供を通じて得られた情報を、関係行政機関において共有し、外国人女性及び外国人労働者の稼働状況や人身取引被害の発生状況、国内外のブローカー組織の現状等の把握・分析に努める。
- ③ 人身取引の被害申告等と呼びかけるポスター、リーフレット等を多言語で作成し、上陸審査場、地方出入国在留管理局、外国人被害者の主な送出し国の駐日大使館及び在外日本国大使館等の人身取引被害者の目につきやすい場所に掲示等することにより、被害を受けていることを自覚していない、又は被害を訴えることができずにいる潜在的な被害者に対し、多言語に応じた被害の申告先や相談窓口の周知を図る。
- ④ 人身取引対策関連法令執行タスクフォースによる関係行政機関の連携強化、同タスクフォースによる「人身取引取締りマニュアル」の活用等を通じて、警察、出入国在留管理庁、検察、労働基準監督署及び海上保安庁等の関係機関の職員が認識を共有し、緊密な連携の下、人身取引事犯並びに売春事犯及び風俗関係事犯等の人身取引関連事犯の取締り及び厳正な対処の徹底を図る。
- ⑤ 人身取引の定義や事例等の人身取引対策に関する情報のウェブサイト等への掲載等を通じて、国民に対して情報提供を行い、広く問題意識の共有を図るとともに被害の通報等の協力の確保に努める。
- ⑥ AV出演被害について、性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律（令和4年法律第78号）の趣旨及び内容等の周知を図るとともに、相談窓口であるワンストップ支援センターにおける被害者への相談支援の充実、広報啓発の継続的な実施、厳正な取締り等により、被害の防止及び被害者の救済を図る。

## 8 売買春への対策の推進

### (1) 施策の基本的方向

- 性を商品化し、人間の尊厳を傷つける売買春の根絶に向けて、関係法令の厳正な運用と取締りの強化を行うとともに、売買春の被害からの女性の保護、心身の回復の支援や社会復帰支援のための取組、若年層等への啓発活動を促進する。また、売春の背景には貧困、孤立等があることから、アウトリーチを含めた相談支援や生活支援、自立支援を進める。

### (2) 具体的な取組

- ① 売買春の被害に遭うおそれのある女性については、様々な困難を抱え、支援を必要とする女性であるという観点から、関係機関における連携を促進し、総合的な支援の充実を図るとともに、売買春の被害に遭うおそれのある若年層の女性を早期に発見し、福祉等の支援につなぐことができるアウトリーチ機能を持った民間団体と協力し、福祉による生活支援や宿所の提供、自立支援など、売春を未然に防ぐための施策を推進する。
- ② 売春の周旋行為や海外での売春のあっせん等の各種事犯に対し、関係法令を厳正かつ適切に運用し、取締りを一層強化する。
- ③ 売春の相手方の行為についても、各種法令を積極的に適用し、児童買春その他の刑罰法規に違反する行為に対して厳正かつ適切に対処するとともに、売春防止法（昭和31年法律第118号）の更なる見直しを含め、検討を行う。
- ④ 違法な海外での売買春についての注意喚起の強化を図る。

## 9 インターネットを利用した性暴力等への対応

### (1) 施策の基本的方向

- SNS等を通じた性暴力を防止するため、SNS等を含むインターネット上の被害の予防・拡大防止対策を推進する。
- インターネット上における違法な性・暴力表現の流通等を防止するとともに、関係機関等と連携した広報啓発の推進等の適切な対応を行う。
- インターネット上の性的な暴力やハラスメントの被害者にも加害者にもならないようにするという観点から、関係機関・団体等と連携して、安全・安心な利用のための広報啓発を行うとともに、ICTリテラシーやメディア・リテラシーの向上のための取組を推進する。

### (2) 具体的な取組

- ① インターネット上の性的な暴力やハラスメントの被害者にも加害者にもならないようにするという観点から、関係機関・団体等と連携して、安全・安心な利用のための広報啓発を行うとともに、ICTリテラシーやメディア・リテラシーの向上のための取組を推進する。特に、自撮り被害を防止するため、若年層・児童生徒等や保護者に対する教育・啓発等の対策を総合的に推進する。（再掲）

- ② SNSに起因する事犯を防止するため、こどもの性被害等につながるおそれのある不適切な書き込みをサイバーパトロールにより発見し、注意喚起・警告のためのメッセージを投稿する取組を推進するとともに、より効果的な手法の導入を検討する。  
(再掲)
- ③ リベンジポルノやAI技術を悪用したディープフェイクポルノ等に関し、事案に応じて各種法令を適用することにより、違法行為に対して厳正に対処する。
- ④ インターネット上の私事性的画像記録、児童ポルノ画像や盗撮事犯に係る画像等の流通防止対策を推進する。また、インターネット・サービス・プロバイダによるブロッキング等の自主的な取組を引き続き支援し、児童ポルノ画像の閲覧防止対策を推進する。(再掲)
- ⑤ インターネット上に拡散した画像の削除等について相談・通報を受け付ける窓口の周知に取り組む。(再掲)